人吉市例月出納検査実施要領

１　趣旨

この要領は、人吉市監査委員監査基準に定めるもののほか、地方自治法第２３５条の２第１項の規定による検査に関し必要な事項を定めるものとする。

２　検査の対象

前月分の現金の出納を対象とする。ただし、公営企業会計の３月分の現金の出納は、４月に実施する検査の対象とする。

３　検査体制

監査委員による例月出納検査は、毎月１５日を基準日とし実施する。なお、事務局員を監査員とし事前検査を行わせることができる。

４　監査着眼事項

（１）出納計数

計数は、諸帳簿、証拠書類、金融機関の現在高証明書類の金額と符合するか。

（２）出納事務

ア　収支の根拠、時期、科目及び金額は適正か。

イ　諸帳簿は正しく記載され、証拠書類は確実に整理、保存されているか。

（３）資金運用

ア　資金の運用は、確実かつ有利な方法によってなされているか。

イ　毎月の収入及び支出は、均衡を保っているか。

ウ　主要な収入は、順調に収入されているか。

エ　支出は、計画に従って行われているか。

オ　一時借入金の額、時期、返済方法等は適正か。

５　検査の方法

（１）検査に当たっては、あらかじめ検査資料（証憑等）を提出させる。

（２）監査員は、提出された検査資料を精査するとともに、４の監査着眼事項により次の事前検査を実施し、監査委員に報告する。

ア　現金出納簿、預金残高証明書等と支出関係書類等の照合

イ　財務会計帳簿の検査

ウ　資金の運用状況の確認

エ　有価証券の保管状況の確認

オ　その他

（３）監査委員は、監査員からの報告を受けるとともに、不適正な事務処理が発見された場合は、会計管理者から事情を聴取し、必要があれば是正させなければならない。

（４）監査委員は、検査資料及び検査の記録を整理し、保管しなければならない。

６　検査結果の報告

検査の結果に関する報告は、検査終了後速やかに議会及び長に行うものとする。